「951」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）　（略）

２）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。

３）～６）　（略）

７）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

８）　（略）

９）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

「952」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。

２）・３）　（略）

４）リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

５）・６）　（略）

７）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、車両又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

８）・９）　（略）

「953」・「954」　（略）

「955」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）救命用具は、下記の措置を取ること。

ア）～エ）　（略）

「951」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）　（略）

２）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

３）～６）　（略）

７）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

８）　（略）

９）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「952」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

２）・３）　（略）

４）リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

５）・６）　（略）

７）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、車両又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

８）・９）　（略）

「953」・「954」　（略）

「955」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）救命用具は、下記の措置を取ること。

ア）～エ）　（略）